

本願の正機

——「唯除」の文を通して——

青 木 玲

はじめに

親鸞は、『教行信証』「信卷」において「難治の機」の釈を承けて「難化の機」についての問答を展開する。そのことを通して、親鸞は何を明らかにしようとしているのだろうか。本稿の目的は、その点を考察することにある。

『大経』の第十八願文と成就文には、「唯除五逆誹謗正法」という言葉がある。一切衆生を救済しようという本願に「唯除」の語があることは非常に重要なことである。特に、この「唯除」と「観経」の下品下生における五逆・十悪の撰取の経説との関連について、多くの論が重ねられている。この問題については、浄土教の歴史の中でしばしば取り上げられた事柄であり、懐興の『無量

寿経連義述文賛^①や懐感の『釈浄土群疑論』^②によって、様々な見解があったことを知ることができる。

この「唯除五逆誹謗正法」の問題を七祖の中で取り上げているのは曇鸞と善導である。曇鸞は「論註」の八番問答において、善導は「観経疏」「散善義」の下品下生釈において言及している。

親鸞が「信卷」において展開する問答は、このような一つの大きな課題を継承するものであるとも考えられる。しかし、親鸞は単に經典の会通、あるいは論理の整合性をあげつらうことを課題としているのではないことは明らかである。親鸞の課題は、あくまで衆生と本願との関わりを明らかにするところに基本的な視点がある。このような課題のもとに、親鸞は曇鸞・善導の解釈に指南を受けつつ、さらに独自の視点を提起している。

夫レ諸レ大乘ニ説ケリ難化ノ機ヲ今「大經」言ヒ唯除五逆誹

謗正法ト或言ニ唯除造無間惡業誹謗正法及諸聖人ト

「觀經」明シテ五逆往生ヲ不ス説テ謗法ト「涅槃經」説ケリ

治機ト與ニ病ト斯等真教云何思量邪（親全一・一八四）

それは、『大經』の「唯除五逆誹謗正法」と『觀經』の五逆の往生を明かす経説のみならず、『涅槃經』の「難治の機と病」という経説を加えて、「難化の機」を問題としているという点である。すなわち、五逆・謗法に一闡提を加えて問題としているのである。しかし、従来この点についてあまり重要視されず、さらに親鸞がこの問答において何を問題としているのかという問いの吟味は十分になされていないように思われる。

それでは、親鸞がこのような独自の視点から問答を取り上げていくところには、どのような課題があるのだろうか。換言すれば、なぜ五逆・謗法に一闡提を加えて問題にしなければならなかったのだろうか。その点に注目しつつ考察を進めていきたい。

一 難治の機

親鸞は「信卷」において「真仏弟子釈」・「悲歎述懐」の後、端を改めて「難治の機」の問題を取り上げている。

親鸞は、この「難治の機」の問題を『涅槃經』の「現病品」・「梵行品」・「迦葉品」によって究明している。これによって、「謗大乘・五逆罪・一闡提」という三病の現実を生きる人間の救済を明らかにしていく。ここでは、そのことについて「現病品」の引文と結びの自釈を中心に考察していきたい。

「難治の機」の釈は、
夫佛説テ難治ノ機ヲ「涅槃經」言フ（親全一・五三）

という文言から始まる。ここで「難治」として確かめられる機の現実は、「夫れ仏、難治の機を説きて」と述べられるように、衆生においてなされる自身への内省ではなく、釈尊の如実知見において見出されたものである。

この「難治の機」について、まず『涅槃經』「現病品」の文が引用される。親鸞がこの「現病品」の文を引用するにあたり、経文の順序の入れかえ、独自の訓読をしていることはすでに指摘されている。「現病品」の原文では、三種の病とその治癒が説かれている。

若有瞻病隨意醫藥。若無瞻病隨意醫藥。如是之病定不可治。
【謗大乘・五逆罪・一闡提の三病】

若有瞻病隨意醫藥則可令差。若無此三則不可差。

【声聞・縁覚】

若有瞻病隨意醫藥。若無瞻病隨意醫藥皆悉可差。

【大般涅槃經の行者】

(大正藏一一・四三一中下) 【内筆者】

この中の第一の者が、

迦葉世有三人其病難治一謗大乘二五逆罪三

一闍提如是三病世中極重悉非聲聞緣覺菩薩之所能治

(親全一・一五三)

と説かれる、「謗大乘・五逆罪・一闍提」の三病である。この三病の者の治癒について、「現病品」の原文においては文面上直接的に言及されていない。「悉く声聞・縁覚・菩薩の能く治する所に非ず」と述べられ、「瞻病隨意醫藥」が有つても無くても治癒することができないのである。治癒の可能性があるのは、第二の声聞・縁覚と第三の大般涅槃經の行者だけである。第二の声聞・縁覚は「瞻病隨意醫藥」が有れば、第三の大般涅槃經の行者は「瞻病隨意醫藥」の有無にかかわらず治癒が可能となるのである。しかし、親鸞は第二の声聞・縁覚について説かれる、

從佛菩薩得聞法已。即能發於阿耨多羅三藐三菩提心。

(大正藏一一・四三一下) 傍点筆者

という文を第一の三病について述べる箇所に挿入してい

る。

善男子是三種人亦復如是從佛菩薩得聞法已即

便能發阿耨多羅三藐三菩提心若有聲聞緣覺菩薩

或有說法或不說法不能令其發阿耨多

羅三藐三菩提心(親全一・一五三)傍点筆者

これによって、親鸞は『涅槃經』において「瞻病隨意醫藥」の有無にかかわらず「不可治」と説かれる三病について、「仏・菩薩に従いて聞治を得已りて、すなわち能く阿耨多羅三藐三菩提心を發せん」と述べるように、仏・菩薩に従い、「聞治」を得ることによつて阿耨多羅三藐三菩提心を發すことを明らかにしている。さらに親鸞は、この文において、『涅槃經』原文で「聞法」とあるのを「聞治」とすることによつて、難治の三病を「治」することは「聞」によつてのみ実現することを明らかにしているのである。換言すれば、「難治」とは「聞治」によつてのみ衆生に明らかになる事柄なのである。この「聞」とは、親鸞が「信卷」に、

言聞者衆生聞佛願生起本末無有疑心是曰聞也、

(親全一・三八)

と確かめ、また『一念多念文意』に、

きくといふは、本願をき、てうたがふこゝろなきを、

聞といふなり。またきくといふは、信心をあらわす御のりなり。
(親全三・和文篇一二六)

と確かめる本願成就文の「聞」である。したがって、この「仏・菩薩に従」う「聞治」とは、本願成就の事実を表すものと見ることが親鸞の意図に添うと言えるし、それはまた「信文類序」の次の文言に確かめることができる。

夫以^レ獲^二信樂^一發^二起自^一如來選擇願心開^二闡^一眞心^三顯^二彰^一從^二大聖矜哀善巧^一

(親全一・九五)

「仏・菩薩に従」い「聞治」によって阿耨多羅三藐三菩提心を発こすことは、「如來選択の願心」と「大聖矜哀の善巧」の二尊のはたらきによって成り立つのである。

このように「現病品」を通して提起される視点が、以下の「梵行品」・「迦葉品」を通して、阿闍世の獲信、「無根の信」^⑤として明らかにされていくのである。したがって、「現病品」の引文は、それ以降の「梵行品」・「迦葉品」と続く「難治の機」の釈全体の主題を明示していると考えられるのである。

親鸞は、「難治の機」の問題を『涅槃經』の「現病品」・「梵行品」・「迦葉品」の引文を通して、次のように

結論付けている。

是以今據^二大聖眞說^一難化^二三機難治^一三病者憑^二大悲弘誓^一歸^二利他信海^一矜^二哀^一斯^二治憐^一憫^二斯療^一喻^二如^一醍醐妙藥^三一切病^二濁世^一庶類^三穢惡^二群生^一應^二求^一念^二金剛不壞^一眞心^三可^二執^一持本願醍醐妙藥^三也應^二知^一

(親全一・八三)

「大聖の眞說」によって、「難化の三機・難治の三病」が「大悲の弘誓を憑み、利他の信海に帰すれば」、如來はこれらを「矜哀・憐憫」し、治療することが明らかにされている。「難治の機」の釈において『涅槃經』の引文を通して明らかにされているのは、「大聖矜哀の善巧」によって起こる阿闍世の獲信である。すなわち、「大悲の弘誓・利他の信海」という本願による治療は『涅槃經』の引文の文面上においては論じられていない。しかし、親鸞は「信卷」における眞信心の推究、就中三問答における如來の願心の推究を通して『涅槃經』の引文を読む視点を得たと考えられる。このような「信卷」の確認を通して、親鸞は「難化の三機・難治の三病」の「大悲の弘誓」による治療を読み取っていったと考えられるのである。ここに親鸞の読経眼がある。だからこそ、「難化の三機・難治の三病」は、「大聖の眞說」

によつて「金剛不壞の真心を求念」し、「本願醍醐の妙薬を執持」すべき存在としてあることが明らかにされているのである。

この結論を承けて、さらに「難化の機」についての問答が展開していく。

二 「難化の機」の問答

「難治の機」の問題を承けて、展開するのが以下の問答である。

夫據^レ諸大乘^ニ說^キ難化^ノ機^ヲ今「大經^ニ」言^ヒ唯除五逆誹謗^ノ正法^ト或言^ニ唯除造無間惡業誹謗正法及諸聖人^ト

「觀經^ニ」明^シ五逆往生^ニ不^レ說^キ謗法^ヲ「涅槃經^ニ」說^キ難治^ノ機^ト與^ニ病^ト斯等真教^云何思量^邪（親全一・一八四）

まず、諸の大乘經典に「難化の機」が説かれていることが確認されている。この「難化の機」について、『大經』の第十八願には「唯除五逆誹謗正法」、或いは「唯除造無間惡業誹謗正法及諸聖人」と説かれている。それに対して、『觀經』には「五逆の往生を明かして謗法を説かず」と示されるように、五逆の往生については説かれるが、謗法については説かれていない。そして、『涅槃經』には「謗大乘・五逆罪・一闡提」という「難治の

機と病」が説かれていることが示されている。ここで親鸞は、「唯除」の問題について、曇鸞・善導が究明する『大經』の第十八願文と『觀經』の下品下生の文に、さらに『涅槃經』の「難治の機と病」を加えて独自の視点提起している。換言すれば、親鸞は五逆・謗法の二機のみならず、一闡提を加えて三機として問題にしているのである。それでは、親鸞はこの問答において何を問おうとしているのだろうか。

先に確認したように、親鸞は『涅槃經』の引文を通して「難化の三機・難治の三病」は、「大悲の弘誓」によつて治療されることを明らかにしていた。そのことを承けて、ここでは釈尊が一切衆生を「難化の機」として見出し、諸大乘に説いたことを問題としているのである。その「難化の機」の内容について、親鸞は『大經』・『觀經』・『涅槃經』の經説を示しているのである。

ここで注意しなければならないのは、これら三經の經説の確かめを承けて、親鸞が「斯れ等の真教、云何が思量せんや」と述べていることである。例えば、「斯れ等の經」であれば、単に『大經』・『觀經』・『涅槃經』の異なった表現を問題とするものとなるであろう。これに対して、親鸞は「斯れ等の真教」と述べることによって、

三つの經典の相違を問題としていないことは明らかである。「真教」とは、どこまでも衆生に生きてはたらく事実において明らかにされる事柄である。その意味で、ここで親鸞は『大経』・『観経』・『涅槃經』に説かれている表面的な相違ではなく、「難化の機」と確かめられた衆生に「真教」を通して何が明らかにされるのか、ということの問題として考えると考えられる。そして、それを明確にするものが『論註』以降の引文であると見なければならぬ。

三 五逆と誹謗正法

報コダヘタイハク善ヲ『論註』日問曰『无量壽經』言願クケム往生ヲ者ヲ皆得エシム往生ヲ唯除ヲ五逆誹謗正法ト『觀无量壽經』言ハ五逆十惡具セルモノ諸不善ヲ亦得ト往生ヲ此二經云何會シ

(親全一・一八四)

「斯れ等の真教、云何が思量せんや」という発問に対して、親鸞は「報えて導わく」と述べ、『論註』・『観経疏』・『法事讚』の文を一連して引用する。ここで、親鸞は「云何が思量せんや」という問いに対して「答」⑥ではなく、「報導」と示していく。この「報導」という文言には、親鸞が自身の言葉としてではなく、曇鸞・善導の

言葉を通して先の問いを明らかにしていこうとする意図を窺うことができる。

そして、そこにまず引用されるのは、『論註』八番問答中の第一問答を除く七問答である。そもそも『論註』自体の文脈の展開においては、八つの問答は第一の問答がなければ、それ以降の問答は意味をなさない。第一の問答の確認を通して、初めて第二問答以降が展開していくのである。その意味で、親鸞が八番問答を引用する視点は、『論註』自体の問答が意図するものとは必ずしも同一ではない。『論註』の主題が、回向門の中の「普共諸衆生往生安樂国」とは、どのような衆生と共にということのかという曇鸞の人間観を問題とするものであるのに対し、親鸞の主題は「難化の機」における「真教」とは何かを問題とするものであるとまず言えよう。

親鸞が五逆・謗法・一闡提という三機に視点を置くことは先に述べた通りであるが、そもそも五逆・謗法の二機とはいかなる内容として確認すべきであろうか。そのことを、今『論註』の引文の中に尋ねるならば、第四・第五問答を通して確認することができる。

誹謗正法の罪が極重なることを確認する第三問答を承けて、第四問答では、その「誹謗正法」とはどのような

相かという問いが起こされている。

問曰何等相是誹謗正法ラカカ

(親全一・一八五)

この問いに対して、曇鸞が明確にするのは次のことである。

答曰若言ハム「无佛无佛法无菩薩无菩薩法」如キ是ニ等ラ見ラモテ若ハニ心ニ自リ解リ若ハニ從リ他ニ受ケ其ケ心ヲ決ス定ス皆ク名ク誹ト謗ト

正法ト

(親全一・一八五)

「誹謗正法」とは、「無仏・無佛法・無菩薩・無菩薩法」という「見」を以て自ら解釈したり、他に随つて誤つた見解を心に決定することであると言う。すなわち、ここで単に「誹謗正法」の相が明らかにされるのではなく、その根拠に邪見という問題があることが明らかにされていると見るべきであろう。

第五問答では、

問曰如キ是ニ等ラ計ケ但シ是ニ己ニ事ヲ於テ衆ニ生ス有レ何ノ苦ノ惱ノ

踰ス於テ五ノ逆ノ重ノ罪ヲ邪ニ

(親全一・一八六)

と述べられるように、「誹謗正法」は自分自身に関わる問題であるが、どのような苦悩があつて他人に害を与える五逆という極重の罪を踰えうるのか、ということが問われている。それに対して、曇鸞は次のように答えている。

答曰若无ク諸佛菩薩説テ世間出世間善道ヲ教化ス衆生ヲ者ニ豈ニ知ル有レ仁義禮智信ヲ邪ニ如キ是ニ世間一切善法皆斷シ出世間一切賢聖皆滅シ汝但知テ五逆罪爲ス重而不レ知ク五逆罪從テ无ク正法ニ生ス是故誹謗正法人其罪最重ナリ

(親全一・一八六)

もし、諸仏菩薩のような世間・出世間の善道を説いて衆生を教化する者が無ければ、世間の善法は断じ、出世間の賢聖は全て滅してしまふ。五逆逆は重罪であるが、その五逆罪は正法無きより生ずると言う。先に述べたように、誹謗正法の根拠に「無仏・無佛法・無菩薩・無菩薩法」という邪見を見出している、という視点を踏まえてこの第五問答の内容を考えていくならば、「無正法」とは、客観的な正法の有無を言うものではない。ここに言われる「無正法」とは、邪見そのものとして位置付けられていると見ることができると言える。すなわち、邪見とは仏法に昏いという人間の事実であり、それこそが誹謗正法の事実なのである。

このように、誹謗正法の罪が極重であると示されるどころには、「無正法」という人間の事実がある。そういう人間の事実が具体化するところに、五逆罪があるのである。したがって、誹謗正法という人間における根源的

な罪は、決して人間の方から捉えることができない問題なのである。

四 抑止門

『論註』八番問答に続いて引用されるのは、『観経疏』「散善義」の下品下生釈である。

光明寺和尚云問曰如四十八願中唯除五逆誹謗正法不得往生今此『観経』下品下生中簡誹謗攝五逆者有何意也
(親全一・一八九)

ここでは、第十八願文に「唯除五逆誹謗正法」とあるのに対して、『観経』の下品下生には、謗法を簡つて五逆を摂するとあるのはどのような意味か、ということが問題となっている。この中の「簡」の字について、親鸞加點本の『観経疏』では「エラムテ」と訓読されるのに対して、「信卷」では「キライテ」と訓読されている。この「キライテ」という訓読については、『尊号真像銘文』に「唯除五逆誹謗正法」を解釈する中で「のぞく」・「きらい」という言葉でその内容が確認されるように、親鸞は「除きて」と同じ意味として見ようとしていると考えられよう。したがって、ここでは『観経』の下品下生の経説を通して、『大経』の「唯除五逆誹謗正

法」の問題が問われていると見ることが出来る。

この問いに対して、次のように答えている。

答曰此義仰就抑止門中解如四十八願中除誹謗法五逆者然此之二業其鄣極重衆生若造直入阿鼻歷劫周章无由可出但如來恐其造斯二過方便止言不得往生亦不是攝也、
(親全一・一八九)

この義について、「抑止門」によつて解釈することが明示されている。『大経』において「謗法・五逆」が除かれる意味は、その二業は障りが極重であるため、如來が方便して止めて往生を得ずと述べたのであり、決して摂取しないということではないことが明らかにされている。

続いて、下品下生についての解釈が述べられる。

又下品下生中取五逆除誹謗法者其五逆已作不可捨令流轉還發大悲攝取往生然謗法之罪未爲又止言若起誹謗法即不得生此就未造業而解也、若造還攝得生
(親全一・一九〇)

下品下生の中に、五逆を摂取して謗法を除くことは、五逆は已に作っているため如來は大悲を發して摂取し往生させるのである。しかし、謗法の罪は未だ造っていない

ので、止めて「若し誹法を起さば即ち生まるることを得じ」と言うのである。ここで誹法を「除く」ということは、誹法の罪を造らせないように「止め」という意味として確認されている。このように、下品下生の中に「五逆を取りて誹法を除く」と示される事柄が明らかにするのは、五逆は已に作っているから撰取し、誹法は未だ造らざるものであるから抑止して往生を得ずと言うということである。したがって、「若し造らば還りて撰して生を得しめん」ということは、造らないうちは止めて造つたら撰取するという意味ではない。「止め」ということにおいて衆生に誹法の罪を知らせるのであり、それを知ることにおいて如来は撰取し、往生を得しめるのである。

これに続いて、善導は次のように述べている。
雖得三生彼華合選於多劫此等罪人在華内
時有三種鄣一者不見佛及諸聖衆二者不得聽聞正法三者不得歷事供養除此已外更
无諸苦經云猶如比丘入三禪之樂也應知雖在華中
多劫不開下勝阿鼻地獄之中長時永劫受諸苦痛也此義就抑止門解竟

(親全一・一九〇)

浄土に往生することを得ると雖も、華は開かず「三種の障り」があるというのである。それは、第一に「仏及び諸の聖衆を見ることを得じ」、第二に「正法を聴聞することを得じ」、第三に「歷事供養を得じ」である。この「三種の障り」について、従来より『大経』智慧段の不見三宝（胎生）の失を示していると指摘されている。しかし、この「三種の障り」があるといっても、衆生が苦しむわけではない。むしろ「比丘の三禪の樂に入るが如き也」と述べられるように、樂しむのである。したがって、「三種の障り」ということで表されていることは、実は衆生が救済の事実を自らの「樂」に矮小化するという罪福信の問題なのである。善導は、この問題を通して「此の義、抑止門に就いて解し竟りぬ」と述べるように、「抑止」の内容を明確にしていくな。親鸞は、浄土に往生しても「三種の障り」があるという事実を衆生に明らかにする、つまり「サトス」ところに「抑止」という言葉で善導が確かめた「唯除」の意義があると見ているのである。

このように、『觀經疏』「散善義」の引文において、「唯除」が「抑止」と確かめられている。これによって、「唯除」とは、「未造業」たる誹法の罪を知らせるため

に言われた言葉であるということが明らかにされている。さらに、浄土に往生しても「三種の障り」という罪福信の問題があるという事実を知らせるものであることが明らかされている。その意味で、善導が「唯除」という言葉を「抑止」と確かめた意義は、「唯除」とは衆生に対する呼びかけに他ならないということを明らかにする点にあるのである。

五 謗法闡提回心皆往

このように、「抑止」という呼びかけを衆生が聞く、知ることを示しているのが次の『法事讚』の引文である。

又云永絶^ウ二^ク譏嫌^チ等^ヲ 无^{ヒト}二^シ憂惱^ク 人天善惡皆得^{ヒトクシテ}二^シ往^ニ 到^テ二^コ彼^ニ无^ク二^ク殊^ク 齊同不退^{ナリ} 何^ニ意^カ然^ル 者^ハ乃^ハ由^リ彌陀^ノ 因地^ニ 世饒王佛所^ノ 捨^テ位^ヲ出^ツ家^ヲ 即起^シ悲智^ノ之心^ヲ 廣弘^シ 四十八願^ヲ以^テ佛願力^ヲ 五逆之與^ニ 十惡^ノ 罪滅得^ル 生^ヲ 謗法闡提回心^{スレハ} 皆往^ク

(親全一・一九〇―傍線筆者)

ここではまず、「人天、善惡、皆往くことを得。彼に到りて殊ること無し、齊同不退なり。」とあるように、衆生が皆平等に浄土に往生して退転しないことが確認されている。そして、「齊同不退」の事実を実現する理由が、

弥陀因地の法藏菩薩が悲智の心を起こして「広く四十八願を弘めしめたまいしに由つてなり」と確認されている。ここで注目されるのが、親鸞が「由^テ弘^ク願^ス」と訓点を施して「齊同不退」の理由としている点である。親鸞加点本の『法事讚』では次のようになっていた。

永^ク絶^ク二^ク譏嫌^ヲ等^ヲ 无^シ二^ク憂惱^ク 人天善惡 皆得^テ二^ク往^ニ 到^レ 彼^ニ无^ク二^ク殊^ク 齊同不退^{ナリ} 何^ニ意^カ然^ル 者^ハ乃^ハ由^リ 彌陀^ノ 因地^ニ 世饒王佛所^ノ 捨^テ位^ヲ出^ツ家^ヲ 即起^シ悲智^ノ之心^ヲ 廣弘^シ 四十八願^ヲ以^テ佛願力^ヲ 五逆之與^ニ 十惡^ノ 罪滅得^ル 生^ヲ 謗法闡提^ト 迴心皆往^ス

(親全九・加点篇(4)一三一―傍線筆者)

ここでは、「由^テ往^ス」と訓点が施されている。これによって親鸞が明らかにしているのは、「齊同不退」の具相である。すなわち、「齊同不退」とは、仏願力によって五逆・十惡は罪を滅し、謗法・闡提は回心して皆往生することを意味するのである。

しかし、「信卷」の訓点では、一切衆生に「齊同不退」の事実が実現するのは法藏菩薩が四十八願を弘めたからである、というように本願のはたらきの意味がより明確にされている。この如来の本願力によって、五逆・十惡、謗法・闡提が「得生」・「皆往」するのである。

このような如来の本願力について、親鸞は「行巻」の「二乗海釈」に次のように述べている。

言^レ海^ト者^ハ從^レ久^ク遠^ク已^ニ來^ニ轉^ス凡^ノ聖^ノ所^ニ修^シ雜^ニ修^シ雜^ニ善^ニ川^ノ水^ト轉^シ逆^ニ謗^ニ闡^ニ提^ニ恒^ニ沙^ニ无^ニ明^ニ海^ノ水^ト成^ル本^ノ願^ノ大^ニ悲^ニ智^ニ慧^ニ眞^ニ實^ニ恒^ニ沙^ニ萬^ニ德^ニ大^ニ寶^ニ海^ノ水^ト喻^ス之^ノ如^ク海^ト也^ト良^ク知^ル如^ク經^ト說^ス言^ハ煩^ニ惱^ニ冰^ニ解^ニ成^ル功^ニ德^ニ水^ト願^ス海^者不^レ宿^ニ二乘^ニ雜^ニ善^ニ中^ニ下^ニ屍^ノ骸^ト何^ニ況^ニ宿^ニ入^ニ天^ノ虛^ノ假^ノ邪^ト偽^ニ善^ニ業^ニ雜^ニ毒^ニ雜^ニ心^ニ屍^ノ骸^ト乎^ヤ（親全・七八）

親鸞は、ここに「逆謗闡提恒沙無明の海水」を転じて、「本願大悲智慧眞實恒沙万徳の大宝海」と成るといふ本願力を明らかにしている。すなわち、本願力の「転成」という力用によって「逆謗闡提」に「一乗海」は具体的を実現するのである。「願海」は、その具体相においてのみ「願海は二乗雜善の中下の屍骸を宿さず」と述べられる「不宿」という性格が確かめられるのである。このような「逆謗闡提」の救済を実現する「願海」の「転成」と「不宿」というはたらきが衆生に開示されるのは、如来の本願の名告りである名号、すなわち本願の名号との値遇においてである。

したがって、「謗法闡提」が往生するのは「回心」、すなわち、本願の名号との値遇に他ならない。それを本願

の名号と値遇した者自身の自覚内容から言えば、「謗法闡提回心皆往」とは、「謗法闡提が回心して皆往生する」のではない。そうではなく、「謗法闡提」と回心して皆往生する」のである。「謗法闡提と回心する」とは、自分自身が「謗法闡提」であることを自覚する、信知するということ意味であつて、「逆謗闡提が回心する」のであれば、「謗法闡提」をどこまでも自分以外の者に見ていくに過ぎない。すなわち、「謗法闡提回心皆往」という文言に親鸞が見出しているのは、自身が「謗法闡提」であるという事実であり、そして、そのようにあり続ける我が身の事実を信知することなのである。この「回心」、自力無効という存在への転換に「抑止」という呼びかけを聞く事実を確認することができる。

親鸞は、続けて「五逆」について述べている。

言^ニ五^ノ逆^一者^ハ若^シ依^テ溜^ル州^ニ五^ノ逆^一者^ハ三^ノ乘^ノ五^ノ逆^ノ謂^ス一^ノ者^ハ故^ト思^シ殺^ス父^ト二^ノ者^ハ故^ト思^シ殺^ス母^ト三^ノ者^ハ故^ト思^シ殺^ス羅^漢四^ノ者^ハ倒^シ見^ル破^ス和^合僧^ト五^ノ者^ハ惡^ニ心^ト出^テ佛^ノ身^ノ血^ト以^テ背^シ恩^ヲ田^ヲ違^フ福^ヲ田^ヲ故^ニ名^ニ之^ト爲^ス逆^ト執^シ此^ノ逆^一者^ハ身^ノ壞^レ命^ノ終^ニ必^ズ定^シ墮^ル無^間地^獄一^ノ大^ノ劫^ニ中^ニ受^テ三^ノ無^間苦^ト名^ト無^間業^ト

又『俱舍論』中有^ニ五^ノ無^間同^ノ類^ノ業^ト彼^レ頌^ク云^ク汚^レ母^ノ无^學

尼殺母ス 住定苦薩殺父罪 及有學无學同類 奪ニハ 僧和同類
 合縁破僧罪 破壞 變都波 二者大乘五逆 如ニ 薩遮ニケシ
 尼軋子經ニケシ 說一者破 壞塔焚燒 經藏及以盜 用ニケシ
 三寶財物二者誘 三乘法言非 聖教郭破留難 隱ニケシ
 蔽落藏三者一切 出家人若戒 無戒破戒 打罵責
 責說過 禁閉還俗 駝使債調 斷命四者殺 父ニケシ
 害母出 佛身血 破和合僧 殺阿羅漢 五者誘 無ニケシ
 因果長夜 常行十不善業 彼經 云一 起三 不善
 心殺 害獨覺 是殺生 二姪 羅漢尼 是云 邪行也
 三侵 損所施 三寶物是不與取 四倒見 破和合僧
 衆一 是虛誑語也 略出 (親全・一九一)

ここには、「五逆」についての文が「…に云わく」と示さ
 ずに述べられている。そうすると、この「五逆」の文は、
 単に「五逆」を定義するというのではなく、『法事讚』
 の引文に続く内容として、すなわち「謗法闡提と回心す
 る」という信知の内容として見なければならぬのでは
 ないだろうか。その意味で、ここでは「五逆」という具
 体的な人間の行為を問題としながら、実はそのことを通
 して、五逆を生み出す根源を問題にしている、と見るべ
 きである。すなわち、ここで「三乗の五逆・大乘の五
 逆」が示されているが、それらは「謗法闡提」という意

味で同根なのである。

ただ、親鸞は「難治の機」を問題とする中で「一闡
 提」について一切言及していない。それでは、親鸞教学
 において「一闡提」をどのように考えていけるだろうか。

六 一闡提

親鸞は、「一闡提」について『高僧和讃』に次のように
 示している。

本願毀滅のともがらは

そしるはくはす わかするほふはまじり またひとのするほふは
いやしい本を くめちとひふなり

生旨闡提となづけたり

しやうまうはむまる、よりのしるゐなをいふ ちふらほふはすへてしんなきをせんたいとい
かなり

大地微塵劫をへて

ながく三途にせずむなり

(『善導讚』親全三・和讃篇・一九)

この中の「闡提」の左訓には、「仏法に全て信無きを闡
 提と言ふなり」と示されている。また、『教行信証』の
 専修寺本・西本願寺本では、「難治の機」の釈の冒頭に
 ある「闡提」の語の左訓に、

フクノコトハナリ

闡提

ビラク シンノコトハ

(専修寺本・専修寺本 顕浄土真実教行証文類「上巻・二九一」)

セン
ナリ シンノコトハ
ヒラケツクコトハナリ

闡
提

(西本願寺本『顕浄土真実信文類』第一出版センター編集)

とあるように、「闡」には「不具のことばなり」、「提」には「信のことば」と示されている。すなわち、専修寺本・西本願寺本両本とも「闡提」の意味を「不具信」としているのである。また、『涅槃經』の要文を抜き書きした『大般涅槃經要文』には、

善男子、一闡名信、提名不具。不具信故名一闡提。乃至一闡名定、提名不具。定不具故名一闡提。

(親全六・写伝篇(2)一六五)

とあるように、「不具信」・「定不具」と示され、『見聞集』所収の『涅槃經』には、

闡浮提因縁生有二、一者有信二者無信。有信之人則名可治。何以故。定得涅槃、无瘡疣故。是故我説治闡浮提諸衆生已。无信之人名一闡提、一闡提者名不可治。除一闡提餘悉治已。是故、涅槃名无瘡疣。

(親全六・写伝篇(2)一四二)

とあるように、「無信の人」と示されている。これらの文を通して注目しなければならないのは、親鸞が「一闡提」を「不具信」・「定不具」・「無信」と確認しているこ

とである。

ここから想起されるのは、「信卷」の『涅槃經』「梵行品」の引文中の阿闍世の獲信を示す次の文言である。

我今始見從伊蘭子生。梅檀樹上伊蘭子者我身是也。梅檀樹者即是我心无根信也、无根者我初不知。恭敬如來不信心法僧是名无根。

(親全一・七四)

ここには、阿闍世が釈尊の説法を聞くことよって、自身が「初めて如来を恭敬せんことを知らず、法・僧を信ぜず」という「無根」であることを知ったことが述べられている。実は、「不具信」・「定不具」・「無信」と示される「一闡提」の事実が我が身の事実であるという信知が、ここに述べられる「無根の信」なのである。

したがって、親鸞において「一闡提」とは信という課題のもとに明らかにされる事柄である。すなわち、「一闡提」とは自己以外の在り方や、人間の自意識の中で定義されるべきものではなく、如来のはたらきである本願の名号と、「抑止」という釈尊の呼びかけのもとに開かれてくる「謗法闡提と回心する」事実、「無根」という我が身の自覚において初めて問題となることなのである。

おわりに

以上、考察してきたように、親鸞が『涅槃經』の引文を承けて展開する「難化の機」の問答は、決して諸經の表面的な違いを問題としていたのではない。むしろ、諸經を通して「難化の機」と確かめられた衆生に何が明らかになっていくのかという自覚内容と、またその自覚を生み出す根拠を問題とするものである。

その意味で、「信卷」の「難化の機」の問答は、「信文類序」の信樂獲得の根拠として「如来選択の願心」と「大聖矜哀の善巧」という二尊のはたらきを見出していたことの帰結となっているのである。つまり、親鸞は、「唯除」の意趣を「釈迦・弥陀二尊の御はからい」^①のもとに聞き取っていったのである。

「唯除五逆誹謗正法」といふは、唯除といふはたゞのぞくといふことば也、五逆のつみびとをきらい、誹謗のおもきとがをしらせむと也。このふたつのつみのおもきことをしめして、十方一切の衆生みなもれず往生すべしとしらせむとなり。

〔尊号真像銘文〕親全三・和文篇七五―傍線筆者

このように、親鸞は「唯除」の意趣を「しらせん」とい

う一点に確認している。親鸞において確認された本願の「唯除」とは、決して如来の本願救済の除外例を示すものではない。本願に背く重罪を知らせ、十方一切の衆生が皆漏れず往生すべきことを知らせようとすることを意味するものである。すなわち、親鸞は「唯除」を「逆謗闡提」の「無明」を自覚せしめて、「十方一切の衆生」を救済するための如来大悲の真実言と受け止めているのである。その意味で、親鸞における「唯除」の文とは、本願の正機としてある自己を明らかにするものであると言えよう。

註

- ① 大正蔵三七・一五一中
- ② 大正蔵四七・四三下
- ③ 例えば、香月院深励は次のように述べている。
大經に對して觀經と涅槃經とを出すなり。(中略)こ
こでみれば涅槃經を引くは五逆誹謗法の難化難化の人を
明す爲めなり。

〔教行信証講義集成〕七・一六一―中略筆者

また、皆往院鳳嶺は次のように述べている。

トキコ、ハ三經ノ相違ヲ會スルト云フモノ。實ハ大觀
二經ノ相違ヲ會スルモノナリ。(中略)故ニ二經ノ相
違ヲ會スルガオモナリ。

〔真宗大系〕一六・二二二―中略筆者〕

このように、問答に『涅槃経』の経説が加えられた意図は明らかにされていない。

④ 横超慧日「親鸞聖人の読経眼―涅槃経の三病人について

〔涅槃経と浄土教〕所収)

⑤ 親全一・一七四

⑥ 「信巻」の三二問答(親全一・一一五、一一六)、「化身土巻」の二つの問答(親全一・二七六、二九二)は、「問」に対して「答」という形で述べられている。

⑦ 親全九・加点篇(3)二一〇

⑧ 親全三・和文篇七五

⑨ 「三種の障り」については、次の箇所が指摘されている。
第一・第二は次の文である。

此諸衆生、生レ彼宮殿、壽五百歲、常不見佛、不聞三經法、不見菩薩・聲聞・聖衆。是故於彼國土、謂之胎生。(聖全一・四三―傍線筆者)

第三については、次の文である。

但於五百歲中、不見三寶、不得供養修諸善本。(聖全一・四四―傍線筆者)

⑩ 「解」の左訓(親全一・一九〇)

⑪ 『末燈鈔』第二通・親全三―書簡篇一二一